

令和
7年

12/1月

令和
8年

2/28土

冬期間 小さい歩幅で転倒防止

みんなで防ごう 冬期災害



令和7年度



冬の労災を なくそう 運動



山形労働局
イメージキャラクター ヤッピー

令和7年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領（抜粋）

◇ 趣旨（要旨）

積雪寒冷地域である山形県では、例年12月から3月頃までの冬期間に凍結や積雪による転倒災害、墜落・転落災害、交通事故など冬期特有の労働災害（以下、「冬期型災害」という。）が多発することから、冬期型災害を大幅に減少させる取組を行うものである。

◇ 重点実施事項

1. 気象情報の活用による安全対策の実施

- ①大雪、低温等に係る気象情報を迅速に把握し、事業場内で共有するための体制を構築する。
- ②凍結、積雪等が始まる前までに、把握した気象情報から事業場として講ずべき措置、関係労働者が順守すべき安全ルール等を明確にしておく。
- ③把握した気象情報を踏まえ、必要に応じて、屋外作業、出張業務等に係る作業計画の見直しを行う。

2. 凍結等による転倒災害防止の徹底

- ①過去の労働災害、ヒヤリハット事例等から、転倒危険マップの作成、転倒危険箇所の「見える化」等により、視覚による注意喚起を図る。
- ②凍結等により転倒のおそれのある通路、作業床等に対しては、融雪剤の散布、温風機、融雪マットの設置等、実効ある凍結防止措置を講ずる。
または、立入（通行）禁止区域を設定する。
- ③屋外及び屋外に通じる階段には滑り止めを設ける。
- ④滑りにくい履物の着用を徹底するとともに、靴底がすり減った履物は使用しない。
- ⑤歩行に際しては、足裏全体を使って小さな歩幅で急がずにゆっくり歩く。
- ⑥上着やズボンなどのポケットに手を入れたまま歩行しない。
- ⑦凍結した路面、除雪機械通過後の路面等では、荷物を担いだり、手に持って運搬しない。

◇ 重点実施事項（抜粋）

1. 屋外作業における安全対策の実施

- ①悪天候時の作業中止
- ②非常事態に備えた無線機等の常備
- ③転落危険箇所への標識（ポール等）の設置
- ④悪天候時でも誘導者を容易に認識できるための措置（服装、旗等）による車両等との接触防止対策

2. 雪下ろし作業等における安全対策の実施

- ①作業場所の事前確認、作業手順の策定
- ②親綱等の設置及び墜落制止用器具等の確実な使用
- ③墜落時保護用の保護帽の着用
- ④十分な長さの昇降用はしごの使用及び上部固定等による転位防止措置
- ⑤上下同時作業の禁止及び合図の徹底
- ⑥落雪のおそれのある箇所への立入禁止措置
- ⑦建設機械等による除排雪時には、合図等による接触防止措置、不具合発生時における動力の完全停止、始動前の安全確認の徹底

3. 交通労働災害防止対策の徹底

- ①冬用タイヤに対する点検、適正なタイヤの使用
- ②路面凍結、降雪前の冬用タイヤへの交換

- ③気象情報を踏まえた無理のない運行計画の策定
- ④路面状況に応じた走行速度、十分は車間距離の確保
- ⑤急ハンドル、急ブレーキの厳禁
- ⑥橋の上、トンネル出入口等、凍結のおそれがある場所は減速して走行
- ⑦送迎車両の運転者は、十分な技能を有する者を選任
- ⑧運転者に気象情報の迅速な伝達及び走行中止、一時待機等適切な指示

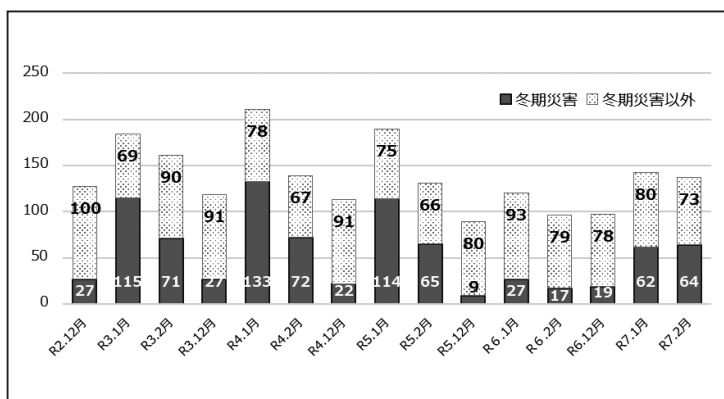
4. 一酸化炭素等の中毒予防対策

- ①自然換気が不十分な場所では、内燃機関、練炭コンロ等の使用禁止
- ②やむを得ず内燃機関等を使用する場合は、「一酸化炭素等の中毒防止ガイドライン」に基づく対策の徹底
- ③燃焼式暖房器具を使用する場合、換気の徹底

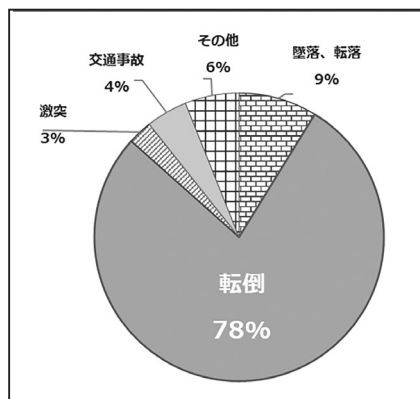
5. 雪崩災害防止対策の徹底

- ①雪崩発生の危険についての事前調査
- ②気象情報の随時把握、急激な天候変化後の作業中止
- ③積雪面の点検
- ④スコップ、ゾンデ棒及び雪崩ビーコンの携行
- ⑤救助とそ生の方法の周知
- ⑥「雪崩災害防止対策要領」に基づく雪崩災害防止対策

◇ 山形県内の冬期型災害発生状況（休業4日以上労働災害）

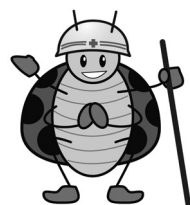


月別の最低気温平均値が下がると冬期型災害が増加する傾向があります。



冬期型災害の約8割は転倒災害です。

詳しい情報はここから



てんとうぼうしくん